

6 総務省からの勧告



文部科学省

いじめの認知漏れと考えられる事案 ①

—「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」(平成30年3月、総務省行政評価局)より—

1 加害行為の「継続性」の要素がないため、認知しなかったもの

No.	被害児童生徒 (対応年度)	概 要
1	小学生 (平成26年度)	<u>被害児童が数人から下着まで下げられてひどく傷ついた</u> ことを教育相談により把握した。 いじめ等連絡会において報告しているが、 <u>単発的であり既に解決済みの内容であったことから、いじめとして認知しなかった。</u>
2	中学生 (平成27年度)	体育の授業後、 <u>クラス内で被害生徒の服を取り上げて投げ合い、被害生徒に返さず被害生徒が泣いている</u> のを教科担当が発見した。 被害生徒、加害生徒双方からの聞き取り及び被害生徒の保護者の意向を基に、管理職、生徒指導主事等で協議し、 <u>一過性の嫌がらせと判断し、認知しなかった。</u>
3	小学生 (平成28年度)	<u>加害児童(上級生)から保冷材の中身を付けられる</u> ことを被害児童からの訴えにより把握した。 <u>単発の事案であり、指導後の見守りが適切と判断した。</u>
4	高校生 (平成28年度)	<u>被害生徒の左の上履きがトイレの手洗いの下に画鋏と共に置かれていた</u> ことを発見した教員が担任に報告して把握した。 現段階では、 <u>単発に起こった事例</u> であるため、生徒指導主事の段階で見守りが適切と判断した。

2 「一方的」など被害・加害児童等の力関係の差の要素がないため、認知しなかったもの

No.	被害児童生徒 (対応年度)	概 要
1	小学生 (平成27年度)	<u>加害児童が同級生の被害児童の顔面を殴る等の暴力行為</u> をしていることを教員が発見し、保健室に同行した。 被害児童の保護者からいじめではないかとの訴えもあったが、①事案発生の要因が、被害児童が加害児童に対し、持ち物を盗まれたと疑ったことにあつたこと、②被害児童が一方的に暴力を受けたのではないこと等から、 <u>けんかと判断し、いじめとして認知しなかった。</u> (※) 90

(※)平成27年度当時、国の基本方針においては、いじめの定義から「けんかは除く」とされていた(平成29年3月の改定により、当該記述は削除)。

いじめの認知漏れと考えられる事案 ②

－「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」(平成30年3月、総務省行政評価局)より－

3 その他、事案の「悪質性」や「緊急性」、被害児童生徒の心身の苦痛の度合い、加害児童生徒の「悪意」等に着目して認知しなかったもの

No.	被害児童生徒 (対応年度)	概 要
1	中学生 (平成28年度)	<u>被害生徒が悪口を言われ泣いていた事案</u> について、いじめアンケートから担任が把握した。学校いじめ対策組織で検討した。小学校からお互い言っていたあだ名を言われたのが嫌で泣いていたので、言った生徒に相手が嫌なことを言わないことを約束させた上、被害生徒に謝罪させた。 <u>深刻な事案ではなかった</u> ので、 <u>いじめではないと判断</u> した。
2	中学生 (平成27年度)	他校出身の高校生である <u>加害生徒が被害生徒を殴打しライターを押し当てた</u> 。加害生徒が他校出身の高校生であり、 <u>悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処</u> した。
3	高校生 (平成27年度)	<u>インターネット上で、誹謗中傷を行うとともに、被害生徒に対する卑わいな書き込みを拡散させた</u> ことを部活動指導の中で顧問が把握した。事案が <u>悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処</u> した。
4	小学生 (不明)	<u>友人から馬鹿と罵られたり、仲間はずれにされたりした事案</u> について、いじめアンケートに被害児童が記入して把握した。 <u>加害者に悪意はなく、軽微なものであったため、学校いじめ対策組織でいじめではないと判断</u> した。
5	小学生 (平成28年度)	学級活動中、 <u>加害児童が、転倒した被害児童の顔面を紙製の制作物で殴った</u> 。被害児童が「 <u>やめて</u> 」と訴えるが、 <u>加害児童が引き続き被害児童を強く押した</u> 事案を担任が発見した。 <u>上記事象をいじめにつながっている事象と判断し、認知しなかった</u> 。
6	小学生 (平成28年度)	<u>被害児童の体育ズボンのポケットに画鋸が入っていた</u> との本人からの訴えにより把握。全学級に、何気なく使っている物の中に危険な物があること、使い方や持ち運びの約束を再度確認した。その後も <u>上記事案について何も情報が得られないこと、被害児童に対して特に変わったことが起きなかった</u> 状況を踏まえ、 <u>いじめとして捉えなかった</u> 。

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ①

1 文部科学省への勧告内容

- (1) いじめの正確な認知の推進
教育委員会及び学校に対し、いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すとともに、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を限定的に解釈しないよう、周知徹底する必要がある。
- (2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底
教育委員会及び学校に対し、重大事態の発生報告などいじめ防止対策推進法等に基づく措置を确实・適切に講ずるよう、周知徹底する必要がある。

2 勧告を踏まえた対応方針

- (1) 生徒指導担当者向けの会議等において、勧告内容を周知徹底
- (2) 全国の教育委員会等に対し、勧告を踏まえた通知を発出
⇒ 平成30年3月26日、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)」を発出。

3 通知の内容

○ 総務省の勧告を踏まえ、いじめ防止対策を推進する上での留意事項(以下の(1)~(3))を整理し、全国の教育委員会等に対して、周知徹底を求めるもの。

(1) いじめの正確な認知の推進

- ① いじめの認知件数に学校間で大きな差がある等の場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。
- ② いじめの認知件数が零(ゼロ)であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。
- ③ いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- ④ いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ②

3 通知の内容(前頁の続き)

(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

重大事態については、いじめ防止対策推進法に基づき、学校から教育委員会への発生報告等(※1)を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。

また、教育委員会から教育委員会会議への発生報告等(※2)については、同法において義務付けられているものではないが、国のいじめ防止基本方針等に基づき適切な対応をとること。

(※1) ①学校から教育委員会への発生報告(法第30条第1項)、②教育委員会から地方公共団体の長への発生報告(法第30条第1項)

③教育委員会から地方公共団体の長への調査結果の報告(法第30条第2項)、

④教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供(法第28条第2項)

(※2) ⑤教育委員会から教育委員会会議への発生報告、⑥調査報告書の作成、⑦教育委員会から教育委員会会議への調査結果の報告等

(3) 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底

域内の学校及び学校の設置者において、以下の事項について確実に対応が行われるよう指導するとともに、本年5月末時点において全ての学校で取組がなされたか確認すること。なお、確認結果については、必要に応じてフォローアップすることを予定している。

① いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料を、全ての教職員に配布するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

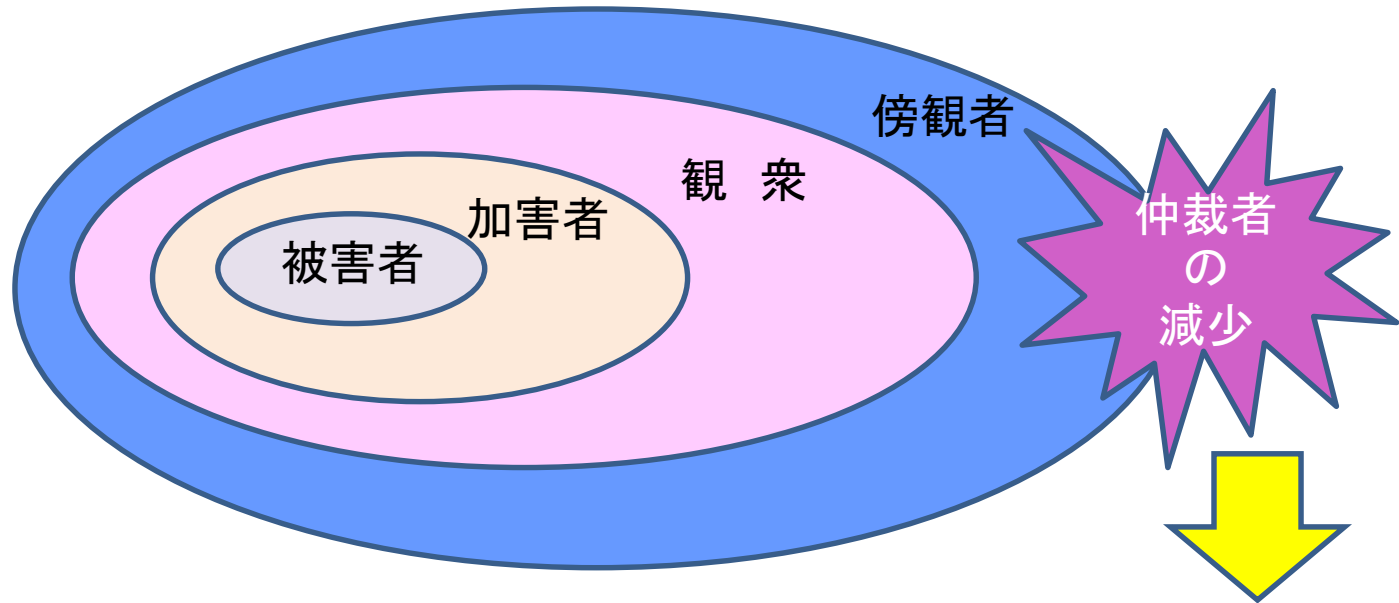
② 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、いじめに関する資料を配布するなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知すること。

7 未然防止



文部科学省

いじめの四層構造



被害者: いじめられている子ども

加害者: いじめている子ども

観衆: はやし立てたり、面白がって見ている子ども

傍観者: 見て見ぬふりをする子ども

傍観者のなかから
いじめを抑止する
「仲裁者」が現れるような
学級経営が必要です。

『生徒指導提要 第6章 第6節 いじめ (2)いじめの構造』より

いじめる心理



主な要因

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情
（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情 など…

『生徒指導提要 第6章 第6節 いじめ (3)いじめる心理』より

人間関係作りに活用できる手法等

グループエンカウンター

ピア・サポート活動

ソーシャルスキル
トレーニング

アサーション
トレーニング

アンガーマネジメント

ストレス
マネジメント教育

ライフスキル
トレーニング

キャリアカウンセリング

<令和3年度全国いじめ問題子供サミットの報告①>

■開催日時

令和4年1月22日（土） 10時30分～16時40分

■会場（オンライン開催）

文部科学省東館3階講堂

■参加者数

全国45自治体 138名
63校（小学生25名、中学生113名）



ゲスト: TikTokクリエイター・景井ひな氏

■テーマ

コロナ禍の学校生活で、私たちが感じた想い

①コロナ禍によって、学校や家庭での生活が大きく変化しました。

- ・コロナ禍によって、いじめ問題を含む、人と人との関係が変化したと感じましたか。【認識の共有】
- ・コロナ禍でも変わらなかったものはどんなことでしょうか。【認識の共有】
- ・人と人の中には、どんなことが大切だと感じたか考えよう。【課題整理】

②どんな時でも、誰に対しても、私たちが大切にしたいと感じた想いを発信しよう。

■内容

開会行事、グループ協議、ゲスト体験談、
メッセージ動画の作成と撮影、取組紹介（47校）、閉会行事

<令和3年度全国いじめ問題子供サミットの報告②>

■総括

- メッセージ動画の作成においては、ゲストによる体験談を踏まえ、模造紙を使った発表、あいうえお作文形式のメッセージなど、各グループごとに、趣向を凝らしたメッセージ動画が作成された。
- また、休憩時間やメッセージ動画撮影の合間などの時間において、Zoomを通じて、地元の風景を紹介するなど、オンラインならではの児童生徒の自発的な交流が見受けられた。



＜令和3年度全国いじめ問題子供サミットの報告③＞

【メッセージ内容(抜粋)】

- 人と人との間で大切なことは、相手の立場で思いやる心
- 生まれてきてくれてありがとう ・相手のことも自分のことも大切に
- 勇気を持って傷ついている人を助けましょう。助けを求めましょう
- お互いに理解して、共感して、知り合いたい ・人に気持ちを見える化して伝えよう
- みんな世界にひとりだけ。メールよりも顔を見て話そう ・みんなで創ろう いじめゼロ
- 笑顔のあふれる世界へ。僕たちの個性を輝かせて ・距離感を保とう 互いを認め合おう
- SNSでも、実際でも、人とのつながりを大切にする
- 一人一人の違う個性を認め合って、支えあいましょう
- 言葉を選んで話し、仲間を思う気持ちを大切にしよう ・届けよう、前向きなメッセージ。
- 一人一人が相手や友だちの気持ちになって考えることが大切
- いじめをしない させない おこさない いじめのない社会へ
- 一人一人の個性を尊重し合い、偏見を持たずに互いを知り、認め合う心を大切にしよう みんなの輪 ・相手の様子をよく見よう。目は三日月の形にしてニッコリしよう
- 毎日がスマイルであふれますように ・いじめ対策の第一歩は思いやりから

-YouTube動画リンク-

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbDxydiCiWcMf3SdkjLz6iA8>



ご清聴ありがとうございました